

過疎地域持続的発展方針（素案）の策定について

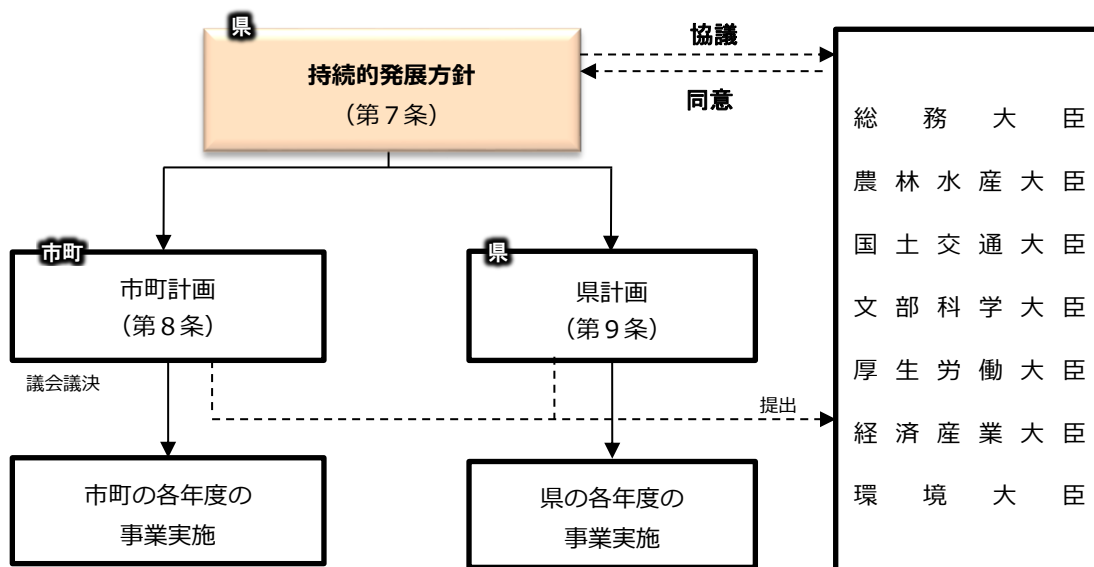
1 要旨・目的

本年 4 月 1 日に施行された新たな過疎対策法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新法」という。））に基づき、本県過疎地域の持続的発展を図る対策の大綱として、過疎地域持続的発展方針（以下「発展方針」という。）の素案を策定した。

2 現状・背景

- 昭和 45 年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施されてきた。
- この間の対策により、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたものの、人口減少や高齢化の加速等により、過疎地域は、依然として厳しい状況に直面している。
- こうした状況を踏まえて制定された新法に基づき、本発展方針並びに、これに基づき県が市町に協力して講じようとする措置の計画（過疎地域持続的発展県計画）を策定するものである。（過疎市町等においては、発展方針に基づく市町計画を市町議会の議決を経て、別途策定予定）

《参考》過疎地域持続的発展方針の位置づけ



3 素案の概要

(1) 発展方針の期間

令和 3 (2021) 年度～ 令和 7 (2025) 年度（5 年間）

(2) 発展方針の対象地域となる過疎市町等（別図参照）

- ア 新法により指定された過疎地域
- イ 過疎地域の指定から外れた地域（経過措置 6 年間）

(3) 発展方針への記述内容に係る基本的な考え方 (別紙参照)

ア 新法において発展方針に定めることとされた事項は、本年1月に策定した「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画」の施策の推進方向において整理していることから、当該計画を基本に、デジタル社会の到来やウィズ／アフターコロナ時代の新しい価値観といった新たな潮流を踏まえた認識などと合わせ記述。

イ 市町が過疎債の充当や国庫補助率のかさ上げなど、財政上の特別措置を受けるためには、発展方針に基づく市町計画を策定する必要があることから、市町が継続して、若しくは新たに取り組む施策について漏れなく記述。

(4) 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第7条

4 今後のスケジュール

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 8月中旬 | 国に協議(発展方針) |
| 8月下旬 | 国の同意(発展方針) ~同意後公表, 公表日を策定日とする。 |
| 9月 | 総務委員会へ報告(発展方針, 県計画) |
| 9月中旬~ | 市町において, 発展方針に基づく市町計画の市町議会議決 |